

銀行法に基づく「電子決済等代行業」に係る表示・公表

銀行法第五十二条の六十一の八第一項等の規定に基づき、当社の営む電子決済等代行業について明らかにする事項及び銀行法第五十二条の六十一の八第二項等の規定に基づく金融機関が営む業務との誤認を防止するため、以下の通り情報の提供をいたします。

1. 商号

株式会社九州フィナンシャルグループ

2. 所在地

本店所在地 鹿児島市金生町6番6号

本社所在地 熊本市西区春日1丁目12番3号

3. 電子決済等代行業者の権限に関する事項

当社は電子決済等代行業者としての業務を行うものであり、連携先の金融機関を代理する権限を有しません。また、当社が行う電子決済等代行業としての業務は、連携先の金融機関が行うものではありません。

4. 電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項

当社が行う電子決済等代行業において、お客さまに損害が生じた場合、連携先の金融機関との契約内容に基づき、当社または連携先の金融機関より適切に賠償を行います。

5. 電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先

Hugmeg 問い合わせ窓口へお問い合わせください

hugmeg.info@ml.kyushu-fg.co.jp

6. その他内閣府令で定める事項

(1) 電子決済等代行業の登録番号

九州財務局長（電代）第1号

(2) 電子決済等代行業該当サービスの手数料

お客様が負担する手数料はございません

(3) 契約期間及び中途解約時の手数料等の取扱

契約期間は、利用開始時からお客様による情報参照設定の解除時または当社による解約時までとします。解約によるお客様の費用負担はございません。

(4) 利用者に係る識別符号等の取得有無

当社は、電子決済等代行業に係るサービスの提供にあたり、お客さまに係る識別符号等（連携先の金融機関が発行するインターネットバンキングのID及びパスワード）の取得を行いません。

7. 契約内容の公表

別紙1「株式会社肥後銀行との契約内容について」および別紙2「株式会社鹿児島銀行との契約内容について」の通り。

以上

<別紙 1>株式会社肥後銀行との契約内容について

株式会社九州フィナンシャルグループ（以下、「当社」）は、2018年6月1日に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、株式会社肥後銀行（以下、「肥後銀行」）との契約内容の一部について公表いたします。

1. 電子決済等代行業者（当社）の業務に関して利用者に損害が生じた場合の利用者への補償について
 - (1) 当社は肥後銀行とのAPI連携により提供される当社のサービス（以下、「本サービス」といいます）に関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本サービスの利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、本サービスの利用規約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償します。
 - (2) 当社は前号に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が専ら肥後銀行の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当社が利用者に賠償又は補償した損害を肥後銀行に求償することができます。
 - (3) 当社は本項第1号に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が当社及び肥後銀行双方の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、肥後銀行に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上、肥後銀行と合意した額を求償することができます。
2. 電子決済等代行業者（当社）における利用者情報の取扱いおよび肥後銀行が行う措置について
 - (1) 当社は、本サービスに係る電子決済等代行業の業務に関し、当社又はその電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のため、並びに業務の執行が法令に適合することを確保するため、肥後銀行が別途定める電子決済等代行業者との契約に係る基準に従ったセキュリティ（不正アクセス及び障害への対応を含む。）及び体制を維持するものとします。
 - (2) 当社は、本サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を、当社の費用と責任において行うものとします。
 - (3) 当社が、肥後銀行の定める基準を満たしていない可能性があるとして肥後銀行が判断する場合、肥後銀行は、当社に対し、報告の徴求、立入検査（但し、当社の同意を得た場合に限ります。）、是正措置の要求、本サービスの利用停止、本契約の解除その他の適切な措置を行うことができるものとします。
3. 電子決済等代行業再委託者における利用情報の取扱いにおいて、電子決済等代行業者（当社）が行う措置および肥後銀行が行う措置について
 - (1) 当社は、電子決済等代行業再委託者に対し、当該電子決済等代行業再委託者のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、電子決済等代行業再

委託者との間で連鎖接続の方法及び内容に関して契約を締結し、連鎖接続開始時及び接続開始後は定期的に報告を求め、指導又は改善を行うものとします。

- (2) 肥後銀行は、電子決済等代行業再委託者に前項の義務の不履行があり、又は、当社が電子決済等代行業再委託者に対する前号かかる指導若しくは改善を適切に行っていないと判断するときは、当社に当該電子決済等代行業再委託者との連鎖接続の停止を求めることができるものとし、又は当社が相当期間内に当該電子決済等代行業再委託者との連鎖接続を停止しない場合に本サービスを制限若しくは停止することができるものとします。

以上

<別紙 2>株式会社鹿児島銀行との契約内容について

株式会社九州フィナンシャルグループ（以下、「当社」）は、2018年6月1日に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、株式会社鹿児島銀行（以下、「鹿児島銀行」）との契約内容の一部について公表いたします。

1. 利用者に損害が生じた場合の賠償責任の分担について

鹿児島銀行との API 連携により提供される当社のサービスに関して利用者に損害が発生した場合、当社が利用者に生じた損害を賠償または補償します。

2. 電子決済等代行業者（当社）における利用者情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置、ならびに電子決済等代行業者（当社）が当該措置を行わない場合の鹿児島銀行が行う措置について

- (1) 当社は、API 連携で鹿児島銀行から取得した利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ当社の利用規約に従って取り扱います。
- (2) 当社は、鹿児島銀行との API 連携により提供する自らのサービスに関し、コンピューターウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざんまたはその他のネットワークへの不正アクセスまたは情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を講じるものとします。
- (3) 鹿児島銀行は、当社による利用者情報の取扱いや安全管理が不適切であると判断した場合、API 連携を停止することがあります。

3. 電子決済等代行業再委託者における利用者情報の適正な取扱いおよび安全管理のために電子決済等代行業者（当社）が行う措置、ならびに電子決済等代行業者（当社）が当該措置を行わない場合の鹿児島銀行が行う措置について

- (1) 当社は、電子決済等代行業再委託者に対し、自らが鹿児島銀行に負う利用者情報の取扱いと安全管理に関する義務と同等の義務を課し、責任を負います。
- (2) 当社は、電子決済等代行業再委託者のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱いおよび安全管理のために、電子決済等代行業再委託者との間で接続の方法および内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導または改善を行います。
- (3) 鹿児島銀行は、電子決済等代行業再委託者に上記 (1) に規定する義務の不履行があり、または当社が電子決済等代行業再委託者に対する指導もしくは改善を適切に行っていないと判断するときは、当社に当該電子決済等代行業再委託者との接続の停止を求める、または当社との API 連携を制限もしくは停止することがあります。

以上